

特記仕様書

第1 保安林等法令制限について

- (1) CSF（豚熱）への対応について、CSF（豚熱）の感染拡大防止のため、茨城県における CSF 対策を熟知して、適切な対応に努めること。

第2 調査について

- (1) 製品生産資材の調査においては原則として「収穫調査委託箇所の概要」の特記事項欄に基づき標準地を設定、調査、襲用するものとするが、現地を踏査した結果、標準地が設定できない、襲用元と明らかに林況が異なる等の事情があった際には、監督職員と協議のうえ、現地に即した変更ができるものとする。
- (2) 製品生産資材の調査木については皆伐箇所を除き、原則スギ、ヒノキのみとし、調査区域に生育しているアカマツ、広葉樹等については立木調査の対象外とする。
- (3) 製品生産資材の間伐の区域表示は、区域内縁立木及び区域外縁立木に白ペンキ 1 本線で表示し、区域内外を明瞭にすること。
製品生産資材の皆伐の区域表示は、区域内縁立木に白ペンキ 1 本線を、区域外縁立木には白ペンキ 2 本線で表示し、区域内外を明瞭にすること。また、区域表示部分について群状的（面的）に生育する広葉樹、アカマツ等の収穫目的樹種以外の樹種が存在した場合は、調査区域外として表示することとする。なお、判断に迷う場合は監督職員と協議のうえ決定すること。